

## 横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(令和5年度非課税世帯)の詳細をお知らせします

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対し、緊急支援給付金を支給します。手続方法は世帯の状況により異なります。

(この事業は、関連する補正予算の成立が前提となります。)

### 1 対象世帯

令和5年度住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点で、横浜市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割\*1が非課税の世帯です。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

\*1令和4年1月1日から令和4年12月31日の収入に基づいて課税額が算出されます。

### 2 支給額

1世帯当たり3万円(支給は1回のみ)

### 3 受付期間

令和5年7月19日(水) から 令和5年10月18日(水)まで **【必着】**

### 4 手続方法

世帯の状況により、必要な手続きが異なります。

なお、令和5年度住民税非課税世帯のうち、令和4年度に緊急支援給付金\*2を横浜市から受給した世帯については、申請手続きが不要となる場合があります。

\*2エネルギー・食料品等の物価高騰に直面し、特に影響を大きく受ける低所得世帯への生活支援として、令和4年度住民税非課税世帯等に対して支給した緊急支援給付金(1世帯当たり5万円)。

	対象世帯の状況	申請手続
世帯全員が令和5年度非課税	A 前回の給付金(5万円)を <b>世帯主の口座</b> で本市から受給済	<b>申請手続不要</b> 7月18日から「 <b>支給のお知らせ</b> 」を郵送 申請いただかなくとも8月中旬に前回振込口座に 振込予定
	B 前回の給付金(5万円)を ・ <b>世帯主の口座以外</b> で受給済 ・ <b>未受給の世帯</b>	<b>返信用封筒で返送</b> 7月19日から「 <b>確認書</b> 」を郵送 必要事項を記入、添付書類とともに返送 (8月中旬以降順次支給)
	C 前回の給付金(5万円)の 受給の有無によらず、 令和5年1月2日以降の <b>市外転入者がいる世帯</b>	<b>申請書を手入して申請</b> 7月19日から区役所等で配布する「 <b>申請書</b> 」に 必要事項を記入の上、添付書類とともに提出 (8月中旬以降順次支給)

【裏面あり】

## 5 申請書の入手方法

各区役所に設置する申請サポート窓口にて7月19日（水）以降、配布します。また、横浜市ウェブページでもダウンロードいただけます。（URLは「6 お問い合わせ先」をご参照ください。）

## 6 お問い合わせ先

横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年度非課税世帯）  
コールセンター（開設済）

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

※ 3者通話による外国語対応を行っています。（英語・中国語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・タガログ語）

受付時間：午前9時から午後7時まで（土日祝を除く）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

メールアドレス：[support@yokohama-kyufu.jp](mailto:support@yokohama-kyufu.jp)

※ メールでのお問合せは回答まで時間がかかる場合があります。

申請サポート窓口（令和5年7月3日（月）～10月18日（水）（予定））

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝を除く）

※ 詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

【3万円給付金】横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和5年度非課税世帯）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/R5-kakakukotokyufu/20230417kyufu.html>



### お問い合わせ先

健康福祉局総務課臨時特別給付金担当課長 加藤 久雄 Tel 045-671-4754